

社会福祉法人清須市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清須市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、役員等とは次の各号のものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 本会が設置する委員会等の規程により費用弁償の支給について定めのある場合の委員等

(報酬の支給)

第3条 理事のうち会長となった者には、その日から報酬を支給する。

2 会長が任期満了、辞職、本会の解散等によりその職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。

(報酬の額)

第4条 会長の報酬月額は、100,000円とする。

2 前条第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合において、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務を行うため、会議、行事等に出席及び参加した場合には、費用弁償を支給する。

2 役員等に支給する費用弁償は、次のとおりとする。

- (1) 理事（会長を除く） 1日 5,000円
- (2) 監事 1日 5,000円
- (3) 評議員 1日 5,000円
- (4) 第2条第4号に基づく委員等 1日 5,000円

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。